

## 建設水道委員会会議録

### 1. 開催年月日

令和5年3月10日 開会 9時58分 閉会 11時24分

### 2. 開催場所

委員会室

### 3. 出席委員名

山下憲雄 細羽敏彦 沖久教人 惣台己吉  
西田久志 宮地俊則

### 4. 欠席委員名

なし

### 5. その他の会議出席者

(1) 議長 大滝文則

(2) 副議長 荒木謙二

(3) 説明員

副市長	猪原慎太郎	建設経済部長	岡本健治
水道部長	一安直人	建設経済部参与	田中大三
水道部次長	津組勇一郎	観光交流課長	藤岡健二
建設課長	曾根剛	農林課長	中山浩一
都市施設課長	田口政之	芳井支所長	梶井克也
美星支所長	藤井義信	下水道課長	馬越敏晴
建設課参事	池田泰之	上水道課参事	竹本弘志
総務課長補佐	西本晴雄	上水道課長補佐	柳本兼志
建設課主幹	森川正康		

(4) 事務局職員

事務局長	和田広志	事務局次長	藤井隆史
主任	塩出英也		

### 6. 傍聴者

(1) 議員 三宅孝之、多賀信祥、柳原英子、三宅文雄、坊野公治、佐藤 豊

(2) 一般 0名

(3) 報道 1名(中国新聞)

### 7. 発言の概要

委員長(山下憲雄君) 皆さんおはようございます。

ただいまから建設水道委員会を開会いたします。

初めに、副市長のご挨拶をお願いいたします。

**副市長（猪原慎太郎君）** 皆さんおはようございます。

3月も、もう中旬を迎えようとしております。日中は20度近く気温が上がっているということで、春の本番がもう近づいているという感じがしております。また、桜の開花もそれこそ議会閉会日ぐらいには開花宣言がされるんでないかということのようでもあります。ということは、4月1日、2日が土曜日、日曜日になるんですけど、恐らくその頃が見頃ではないかなというふうに思っているところであります。

新型コロナウイルス感染症のほうも随分と落ち着いてきております。井原医師会のほうが独自にカウントを取っておられるんですけども、その資料によりますと井原市内の感染状況というのは一時期、それこそ1月頃100人突破ということもあったようですけども、このところもう、ほぼ毎日1桁の感染者数と、それが続いているといった状況のようであります。

それから、休み明けの13日月曜日からは、国のほうがマスクの着用については個人の判断に委ねるということが出ております。

本市におきましては、3月13日月曜日以降の取扱いとしましては、職員のマスク着用は基本的には職員の判断に任せる。ただし、お客さんがたくさん来る窓口を中心とした部署についてはマスクを着用するというを決めております。感染症法上の、今2類ですけど、それが5類に変わるとされております5月8日以降は全て職員の判断に委ねるということを思っておるところであります。

それから、市が主催しますいろんなイベント、行事の扱いにつきましても参加者に対するマスクの着用の要請はしないということで、昨日職員宛てに通知をしたところであります。とはいいいましても、完全に終息したわけではありませんので、引き続きしっかりと感染予防には努めていかなければいけないと思っているところであります。

それこそ、3月終わりから春の恒例のイベントがめじろ押しでございます。井原桜まつり、それからいばら桜フェスタといいいまして、今まではといいいましても3年前の話になりますけど産業まつりというのをやっておりましたけれども、産業まつりというような形のお祭りはもうやらない。井原駅では得得市があります。それから、桜橋公園では桜まつり、それから井原町の商店街では新町マルシェ、アートループ商店街、それから市民会館周辺では国際交流のイベントといったことで、分散型のイベントへ転換するというを思っております。それこそ、恐らく4月1日、2日の辺の車の数が相当なことになるんだろうと思っております。それから、観光協会のほうでも駐車場を今までよりも増やすといった取組を考えておられる

というところでありまして、とはいいいましても限界がありますので、渋滞はもう免れないだろうと思っております。もう仕方ないだろうとある意味思っているところでもあります。

それから、4月9日には、それこそ荏原地区で北条早雲まつりが開かれるということも聞いておりますし、葡萄浪漫館大神楽も開かれるということも聞いております。イベントは元へ戻ったなという形で、本当、今年は楽しい春を満喫することができるんだろうと楽しみにしているところでもあります。

そういった中、本日は建設水道委員会を開催いただきました。皆様方には、ご多用の中、お繰り合わせご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本委員会に付託されております案件でございますが、条例案件が4件、事件案件が1件のほか所管事務調査が1件ということでございます。皆様方には慎重にご審議をいただきたいと思っております。なお、お手元に本定例会報告事項をお配りしております。後ほどお目通しをお願いいたします。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

〈議長挨拶〉

〈議案第24号 井原市高原農村型リゾート宿泊施設条例を廃止する条例について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第25号 井原市美星星空農園条例の一部を改正する条例について〉

委員（宮地俊則君） このたび、附帯施設のバーベキュー場等の撤去ということで、これはもう致し方ないかなと思うんですが、もし分かればいいんですが、美星星空農園の利用者数、大体どれぐらいの方が今登録というか利用されているんでしょうか、分かりますかね。大体で結構です。行ったことがないもので。

美星振興課長（藤井義信君） 農園の利用者数ということでございますが、ここの施設につきましては都市部との交流を促進しよう、増やしていこうということで貸し農園をやっておるところで、そういったところの利用者に対しまして、バーベキュー場であるとか広場を使ってもらって交流していこうというところなんですけども、今貸し農園として48区画ございます。1区画につきましては31平方メートルから59平方メートルと面積はそれぞれ多少違いますが、48の区画がございます。

この48の区画に対しまして、令和3年度の数字になりますが、33区画、18名の方が今農園を利用されているという状況にあります。

委員（宮地俊則君） 結構です。ありがとうございました。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第26号 井原市営住宅条例の一部を改正する条例について〉

委員（宮地俊則君） 建設年度が昭和34年度ということで、計算すると築63年と随分古いので恐らく木造だと思うんですが、木造住宅であれば、63年というところでとくに償却といいますか耐用年数が過ぎていると思われるんですが、こういったものについて一般的に、市として市営住宅で建て替えであるとかそういうことを耐用年数が来たときに検討はされないんでしょうか。これはもう随分古いですから取り壊しになるんだろうと思うんですが、そのあたりの考え方をお聞かせいただきたいと思います。

都市施設課長（田口政之君） 耐用年数が来た住宅ということでございますけれども、市内住宅のストックといいますか空き室等がたくさんございますので、そちらのほうに移っていただく転居費の助成でありますとかそういった助成をしながら、耐用年数が過ぎている住宅の方に対して転居といいますか移動をお願いしているところではございます。新たに建てるというようなところまでは今のところ考えておりません。

委員（宮地俊則君） ここまでくれば、今建て替える必要はもうないかと思うんですが、

その当時、耐用年数が30年か40年か分かりませんが随分以前に過ぎているんでしょうけど、そうした時点で、耐用年数が来たこうした市営住宅についての建て替えの検討もされずに、空きがあればそちらに移っていただくということで、どうするかという検討はほとんどされないということでよろしいですかね。そのときの、その時期のニーズ、需要があるかないかにも当然よろうかと思うんですが。

**都市施設課長（田口政之君）** 耐用年数が到来した住宅につきましては、募集停止というような対応はいたしております。

**委員（宮地俊則君）** そうすると、この今言う当該物件は長年空き家であったということでしょうか。

**都市施設課長（田口政之君）** このたび用途廃止するところにつきましては、今年度退去されたところでございます。

**委員（宮地俊則君）** 結構です。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第27号 井原市住宅供給条例の一部を改正する条例について〉

**委員（宮地俊則君）** これは無償譲渡ですか、有償ですか、どちらでしょう。

**都市施設課長（田口政之君）** 市有住宅につきましては、建設しましてから20年間家賃として収納をいたします。それに加えて、最終的に譲渡するときに譲渡の対価というところを頂きまして、建設費についてお支払いいただいて譲渡するという、そういったものでございます。

**委員（宮地俊則君）** 今の説明ですと、幾らかの有償だというふうにも聞こえるんですが、その価格というのは公表されないんですか。無償かどうかといたら、今の話を聞けば幾らか対価について頂いて譲渡するという説明だったと思うんですが。ということは、幾らかの有償譲渡だと思うんですが。違いますかね。

**都市施設課長（田口政之君）** この市有住宅につきましては、譲渡を前提として市のほうで住宅を建設して、家賃相当額を頂いて、最終的に入居者に譲渡するというような制度といえますか、そういった住宅でございますので、家賃として建設費を納めていただくと。譲渡の対価をもって最終的な建設費をお支払いいただいて譲渡するというようなものでございます。

**委員（宮地俊則君）** 言われることは分かるんです、月額4万円の家賃でということなんです。これ計算しますと22年間になるんですが、建築費に十分見合ったものを家賃として頂いているということで、このたび譲渡する時点では無償というか、今まで頂いた家賃でもう賄えるということですか。

**都市施設課長（田口政之君）** おっしゃるとおりです。

**委員（宮地俊則君）** 分かりました。

**委員（西田久志君）** 月々4万円払われているということで、住宅だったら不具合なところが出てくともあろうかと思いますが、例えば浴室が水漏れということはないか、そういう補修をするに当たり、これは供給を前提としているということで、業者を頼むにしても、やはり住まわれている人が払っていくという形になっていたわけですか。

**都市施設課長（田口政之君）** 維持管理については、全て所有者のほうが負担するというものでございます。

**委員（沖久教人君）** 私も初めてこのような条例、取組というものがあるということを知ったんですけども、この芳井町以外にこういう取組をしているところがあるのか。また、この戸数が何戸あって、現在の譲渡の状況、空き状況等、分かりましたらお聞かせいただけたらと思います。

**都市施設課長（田口政之君）** この条例につきましては、旧芳井町時代にされておったものでございまして、芳井町以外にはございません。

これまで旧芳井町時代に18戸建設をされておまして、このたびの2戸の譲渡が終了しておりますので16戸譲渡済みということでございまして、残るはあと2戸ということでございます。

**委員（沖久教人君）** あと残り2戸ということで、現在もその18戸全てにどなたかが住まわれているということでよろしいのでしょうか。

**都市施設課長（田口政之君）** 残る2戸につきましては当然入居者がいらっしゃいます。

これまでに譲渡したものにつきましては、もう譲渡が終わって個人のものになっているということでございますので、現在住まわれてるかどうかといったところまでは確認をしておりません。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第35号 市道路線の認定、廃止及び変更について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

委員長（山下憲雄君） 以上で議案の審査は終了いたしました。

なお、委員会報告書の作成につきましては、委員長にご一任願いたいと思います。

〈異議なし〉

〈所管事務調査〉

委員長（山下憲雄君） 本日の所管事務調査事項は、豪雨時における市内河川の災害対策についてであります。

このほかに、不測の事態により緊急に所管事務調査事項として追加すべきと思われる提案がございましたらご発言願います。

委員（宮地俊則君） 本日3月10日付と8日付の新聞で、美星町の民間工場から調整池への油流入の報道がありました。

これは公害ということで環境課でありますので市民福祉委員会の所管でもありますけど

も、被害を受けられているのが農地ということで建設水道委員会にも関わりがある、また市も交渉協議に加わっているということですので、この詳しい経緯とか今後の対応などをお聞きしたいと思います。

なお、この件については建設経済部のほうに事前にお話しして了解をいただいております。

**委員長（山下憲雄君）** 新聞報道の記事コピーがありますので、執行部の方にもお配りいただきしたいと思います。

#### 〈新聞記事のコピーを配付〉

**委員長（山下憲雄君）** 宮地委員の提案の新聞報道の件でございます。この件について所管事務調査事項として追加することにご異議ございませんか。

#### 〈異議なし〉

#### 〈美星町の民間工場から調整池への油流入について〉

**委員（宮地俊則君）** 大体内容は分かりました。

今後、その工場というか企業側のほうが、その油の撤去に動いていただけるんであると思うんですが、記事の中にも、企業側からは、賠償には応じるが、池をきちんと管理してくれば被害は広がらなかったといったような発言も報道されております。こういったことに対して、市としての見解はいかがでしょうか。

**美星振興課長（藤井義信君）** 会社との話合いの中で、油を流した会社のほうに責任はあるが、それをいち早く市のほうでも見ておけば被害も広がらなかったという話もありますが、もとは油を流したところに原因がありますので、そういったところに対応を、除去作業であるとか今回の補償のことにつきましても会社のほうで責任を負っていただくという形での話を今進めております。

**委員（宮地俊則君）** 報道でしか内容が分からないんですが、かなりの油の量のようにも見受けられます。これ、除去していただくんですが、どれぐらいかかると見込んでおられますか。今年一年で片づくことなのか、来年から作付できるのか、それとももう数年は水田として利用できないと、活用できないと見込まれるのか、そこらあたりのめどというのをつかんでおられますか。



美星振興課長（藤井義信君） 水田へ入った油の状態がどうかということなんですけども、これについては環境課のほうで土壌検査、水質検査、そういったものを今も何回かやっているんですが、その基準値をクリアできているかどうか、またそれに対して米を作っていく中で、農業改良普及所のほうからの、この基準なら大丈夫、そういったところも話を耕作者と一緒にしながら、1年、2年、3年、どれだけかかるのかということところは今私のほうでは把握していないところですが、土壌検査等をしながらか、今後どれぐらい、どこで作れるかといった判断が出てくるかと思ひます。

委員（宮地俊則君） 私からは以上です。

委員（惣台己吉君） お米は、昨年ですが、その前からですか、作ってなかったのはいつからですか。

美星振興課長（藤井義信君） ここのお米については、昨年から作ってないです。昨年1年間作れなかったというところですよ。

委員（惣台己吉君） 昨年、市と県が5月と7月に検査をしということで新聞には出ているわけなんですけど、おとしは地権者の方も普通どおり対応されたということですか。

美星支所長（藤井義信君） おとしまでは作付をされておりました。

委員（惣台己吉君） それで、結局、サカエ理研さんのほうからは、賠償には応じるが市のほうが池をきちんと管理しておけば被害は広がらなかったということと、市との見解の違いがあつて今日に至つて400万円ということで補償に応じたということなんですけど、補償についてはしたけれど、今後のことについてサカエ理研さんはまだ納得はされていないということでしょうか。

美星振興課長（藤井義信君） 会社との話合ひの中で、油を流したことは会社に責任があると。調整池については会社のほうで責任を持って元に戻すというふうな話は聞いておりますが、新聞報道等で、まだ話合ひがうまくいってないのかというふうにも読み取れますが、今後話合ひの中でどういふふうになるか分かりませんが、市としての考えは、油を流したのは会社であり、原因者に責任があるということでの話合ひをしていくことになるかと思ひます。

委員（惣台己吉君） 私が聞きたいのは、点検や見回りに法的義務はないという市の見解ですが、見回りとか点検は今後、誰がされるんですか。といいますのが、このたびは設計ミスで配水と汚水の配管がつながつていたということで、それを改善されたということで、今後また営業されるわけですが、またいつ出るかも分からないし、そういう見回りとか点検というのはどこがされるわけですか。これがまだ、新聞を読む限りには書いてないから、それを私は1点聞きたいなと思つて質問しています。

**建設経済部長（岡本健治君）** 環境の問題になってくるので私どもの管轄だけでは処理ができません。これから先について、今まだ工事をしていまして水質がクリアに今になってない、クリアになってないというのが、まだ工事が終わったという届出を受けていないのでまだ最終検査が、水質検査等ができてないので、今サカエ理研が一応4月中にはというようなめどで今頑張っておられます。それが終わりましたと一旦報告を受ければ、環境部局のほうで、まず水質であるとか土壌であるとか必要な検査をやります。それで基準がクリアになっておれば、一旦はそれで水は使えると、今年耕作ができるという、ぎりぎりのラインになると思います。ただし、それがクリアになってなかったら、また続きの除去をお願いするという事になるかと思えます。

その後の管理につきましては、もう一度、この公害防止に関する協定をもともと会社と市が従前、会社を立地したときに結んでおりまして、それに従いまして再度協議をして、もっとかつちりとその協定を守っていただくように、これについては会社としての水質検査等の責任も課していますし、市もそれを確認するという事も明記しておりますが、ここの運用がしっかりできるようにということで、もう一回しっかり協議してまいりたいというふうに思っております。まずは、水質が改善することを一義にしていきたいというふうに思っております。

**委員（惣台己吉君）** 水質汚染を生じた場合、直ちに必要な措置を講じなければならないと定めていると。そしてまた、違反が継続する場合には、自治体側が操業短縮や一時停止を命ずることができるという規定であるということで、私自身は自治体側のほうがそういう見回り役をせんといけんのかな、それだったら責任は重いかなということで今質問しました。よろしくお願ひします。終わります。

**委員（沖久教人君）** 8日の新聞の●●さんのコメントの中に、話合いを何度も要望したのに放置されてきたと憤ると新聞に書かれているんですけども、何度も要望したけど放置されてきたという、この言葉が、いろんな取り方があると思うんですけど、この辺の内容を、もし分かればお聞かせください。

**美星振興課長（藤井義信君）** この記事では何度も話合いを持ちかけたというところなんですけども、これにつきましては、耕作者の方から聞きますと、直接本社のほうへ電話をかけたりとか何度かされているということも聞いておりますが、具体的にこの内容がどうであったかというところは市のほうでは分かりかねるといったところでございます。

**委員（沖久教人君）** あくまで、市としましては仲介というスタンスで話を進めていると思うんですけども、これが、例えば市の担当課のほうにも、こういうことが起きているんだけど、会社にも連絡を入れているんだけどもどうかしてくれないかという、この話が発覚

当初にされていたのかどうか、その辺の報告・連絡・相談のスピード感というものが、この取り方によっては市に問題があるんじゃないかとかという取られ方もされてしまうので、そういうことも考えて質問をさせてもらったんですけども。

この耕作者の方が8人、計400万円で納得していると言われてるので、これは収まっていくのかなと思うんですけども、例えば、たちの悪い方がとんでもない金額を要求されて、市のほうにもというようなことも今後考えられる、そんな人間もたくさん出てきていると思いますので、その辺のところの早めの対応等をお願いしたいと。私は、市にはそんなに問題はないと、この企業側に問題があると思っているんですけど、やはり言葉だけ、文字だけを見ると市にも問題があるというような捉え方もされるので、その辺のところも今後、私も注視していきたいなと思っております。

**委員（西田久志君）** この新聞記事の中に、くいを挿すと深さ1メートル以上も油がつくということでございますが、多分水量を少なくして表面に浮いている油を取って、それが土壌というか、俗に言うダベの中にもあるということなんでしょうけど、先ほど、聞き漏らしたかもしれませんが、想定でどのぐらいの油の量がその池に流出しているという、要するに表面に1センチの油があったとして、棒を挿してもそれは皆ついてきますよね。ところが、そういうことなのか、水面から1メートル、もう全部油があるのか、どういうこれは理解。要するに、どのくらいあるのか。20アール掛ける1メートルというたら物すごい量になるんじゃないかなと思うんですけど、これはもう新聞の書き方によるんですけど、その辺を把握されていますか。

**建設経済部長（岡本健治君）** 今、油の量ということだったんですけども、基本的にその会社から油が流出して、流れたのが分かって市のほうへ連絡があっていったわけなんですけど、その際にはもうこの池も越えて田にも入り、さらに溝を通って川まで行くというような状況ですので、全体どれだけの量が流れたかっていうのは会社のほうの中の事情でないと分かりにくいかなと思うんです。行政のほうでは量はつかんでなくて、事後、起こった後の状態から見てきているということなので、すいません、その辺は分かりかねますのでご容赦お願いしたいです。

**委員（西田久志君）** 分かりました。

〈なし〉

**委員長（山下憲雄君）** 本件については終わります。

## 〈豪雨時における市内河川の災害対策について〉

委員（惣台己吉君） 何点かお聞きします。

まず、芳井地区の①与井井堰、これは令和8年度完成予定でよろしかったでしょうかね。

建設課長（曽根 剛君） 県にお伺いした内容で、令和8年度には完了する予定であると確認をしております。

委員（惣台己吉君） ②築堤・護岸の工事实施中、これ完成予定はいつでしょうか、分かれば。

建設課長（曽根 剛君） ②の工事につきましては、現在上流側の護岸のブロックと下流側の築堤工を着手しているんですが、その中間の部分がいつ頃着手でいつまでかかるということはお伺いしておりませんので、市でお答えはできません。申し訳ございません。

委員（惣台己吉君） ③河道掘削は工事实施、大体いつの予定でしょうか。

建設課長（曽根 剛君） ③番河道掘削につきましては、工事实施となっておりますので、令和4年度に完了したものと思っております。

委員（惣台己吉君） ありがとうございます。

④河道掘削はどうでしょうか。

建設課長（曽根 剛君） ④も同じく工事实施ということをお聞いておりますので、令和4年度で完了したものと聞いております。

委員（惣台己吉君） ⑤の樹木伐採なんですが、木之子町のほうは大分完成しとると思うんですが、平成30年の豪雨で西江原町の反対の右岸側の雑木林、竹を一部はされたんですが、まだたくさん残っています。これは、私が聞いている限りでは昭和30年ぐらいからの豪雨で地権者の数が多くて、当時は地権者の人の反対も多くて全然話が進んでないというようなことで、市も県も、今努力をされて、ちょっとでもということ切られていると思うんですが、そういうことを私は聞いてますんで、この協議中というのが話が進まないんじゃないかなということ、今どれぐらい、県のあれなんですけど、大体どれぐらい進んで、今の残りのやつがまた出るのかな、どうかなというのを一番危惧するんですが、ご所見でいいですから、このままだったらうっとできないんじゃないかなと思うんですけどね。あまりにも地権者の数、筆の数が多過ぎて。そのことをお聞きしたいなと思ひまして。

建設課長（曽根 剛君） 民地の交渉については市のほうも一緒に協議に行っているわけなんですけど、その辺の具体的な見通しについては、やはり県のほうの考えと相違があってもいけないので、市のほうではお答えにうまいかなと思っております。

委員（惣台己吉君） 地権者の方なんかには交渉はされているということですかね、ING

系で。

建設課長（曾根 剛君） 毎年行っているところです。

委員（惣台己吉君） 今度は⑥について、落石井堰なんですけど、今利水調査実施中ということなんですけど、これは令和8年度で、与井の井堰が終わったら発注していただけるということでしょうか。

建設課長（曾根 剛君） 以前はそう聞いたこともあるんですけど、県の事業ということで、その辺ははっきりとは申し上げられないです。

委員（惣台己吉君） いつになったらはっきりと聞いていただけますか。

建設課長（曾根 剛君） 与井井堰のほうが終わったということですので、それ以降になるとは思っております。

委員（惣台己吉君） すいません、⑦、⑧、⑨、⑩と⑪について、実施でお答えいただければと思います。もう終わっている。

建設課長（曾根 剛君） そうですね、工事実施と書いてあるところについては実施が終わっているところです。

委員（惣台己吉君） ⑪築堤・護岸の実施中、高屋町についてお答えいただけますか。

建設課長（曾根 剛君） 高屋地区、パラペット工事を下流のほうから順次進めているんですけど、上流のほうが残っていますので、そこを引き続きやっていくと聞いております。

委員（惣台己吉君） どれぐらい残っているか分かります。

建設課長（曾根 剛君） すいません、飛び飛びで工事をやっているところもございまして、あとどれぐらいというのは把握しておりません。

委員（惣台己吉君） 令和5年度中か6年度中かというのも見当がつかないということですね。

建設課長（曾根 剛君） そうですね。

委員（惣台己吉君） それから、稲木川の⑫、⑬、⑭の件ですが、⑭は護岸修繕が工事実施中なんですけど、⑫、⑬というのが実施予定となっているわけですが、そこら辺のお住まいの方とかは、いつしていただけるんだろうかというようなことで一番心配されている。どこの地区も一緒なんですけれど、それで⑫は令和5年度以降ということで、⑬はいつか。

建設課長（曾根 剛君） 実施予定でございますので、同じく令和5年度以降となります。

委員（惣台己吉君） 終わります。

委員（西田久志君） 与井井堰という、可動堰というのは勝手につけたんですけど、これは可動堰という名称なんですか。

**建設課長（曾根 剛君）** 可動堰という名称が正しいかどうかというのは確認しておりませんが、転倒する井堰ができるということです。

**委員（西田久志君）** すいません、そういう堰を理解してないんですけど、こういう場合、完成後、管理というものは必要なわけですか。

その管理というのは、要するに大雨が、豪雨が出た、そうしたら自然に下がるものなのか、それとも誰か人が稼働するか。要は、平成30年だったかな、アユの絵が書いてありますよね、あの上、50センチほどでもう水が越水するような状況の中であったわけですが、それをなくすために与井井堰ができるんだらうと思うんですけど、要するに人が管理するようではどうなのかという気持ちがあって質問します。

**建設課長（曾根 剛君）** 県の事業ということで、ちょっとそこまではお聞きしていないんですが、通常の転倒堰ぐらいのイメージにはなるかと思います。

**委員（西田久志君）** その通常の転倒堰も、人の管理ではなく自動で動く。

**建設課長（曾根 剛君）** 転倒堰、昭和橋の上流側のところに転倒井堰があるんですけど、それについては自動で倒れるとか、当然管理される方もついているということでございます。

**委員（西田久志君）** 次になるわけなんですけど、稲木川も本当に越水するような状況の中で、平成30年豪雨では、その管理、要するに、バックウオーターと言っているんですか、本流の水量があり過ぎて支流からの水が行かないから戻ってくるという、そういう現象が起きる。要するに木之子地区が小田川に入っていくときに、やはり人の力でやっていたというようなことも聞いていたんですけど、要は誰が責任を取るかということになってしまいうんで大変なことだと思うんですけど、やはり上手にバックウオーターと付き合いなければいけないということがあるんですけど、稲木川も改修をされているのかどうか分からないんですけど、される予定はあるんでしょうか。

**建設課長（曾根 剛君）** 今回の回答をさせていただいた中では、まず下流からやっていくのを原則ということで、小田川のほうをまずはやっていくということで、今後の稲木川については、そのあたりは聞いておりませんので市ではお答えできないということです。

**委員（西田久志君）** それも大変難しいことだと思うんですけど、稲木川やその他いろいろな支流へのバックウオーターについては、これから先、この小田川の倉敷市のところの付け替え工事が完了すると、そういった現象もなくなると理解すればいいですか。

**建設課長（曾根 剛君）** この井原地域において、そういった下流の付け替え工事で影響するかどうかというのは確認できておりません。

**委員（西田久志君）** 倉敷市の真備地区ですか、あれも一番弱いところがあそこだったん

だろうっていうふうに理解しているんですけど、井原市においても梶江地区のほうにあった、それからいろんなところで崩壊があったということの中で、その崩壊も大変心配するところですけど、結局これから先、そういった付け替え工事も含め、そういう工事が進むことによって、できれば人為的なあれはなくして、結局機械でというか自動で、機械に頼るべきかどうか分かりませんが、先ほど芳井地区のも言われておるとおり、人間と機械との二重チェックという形を取られるんだらうと思いますけれど、まだその辺、できれば理解できるようにしていただきたいなとは思いますが。それも想定の中で始まるのかなとは思いますが、やはり安心・安全というか、そういったところが担保できるようなことにしていただきたいと思えます。

木之子町、西江原町になりますが、竹やぶのことなんですけれど交渉を続けるということでありまして、先ほど来、惣台委員さんも言われたんですけど、やっぱり極端に竹やぶがないところとあるところがあると思うんですけど、これもどうにか進めていきたいという要望になるのかなと思うんですけど、必ず不可能ではないと僕は思うんですけど、ぜひともやっていただきたいと思えます。

**委員（宮地俊則君）** 3の高屋川の河川氾濫防止対策なんですけども、この平成30年豪雨のときに被害を受けて、令和元年に2回、令和2年に2回、私も当時連合会長でしたので協議に加わりまして、改修工事の図面もでき、恐らく今は地権者の承諾も取れていると聞いております。

そうした中、先ほどの説明で、川下のほうから順次パラペット等の防護柵をされているということで、実際できていってはおるんですけども、どれぐらいあと残っているか把握されていないようですが、見ていただければ分かりますが、あの黒いトン袋というんですか、大きな土砂の入った、あれがもう何百メートルもずっと並んであります。

一つ気にかかるのは、平成30年に被害を受けた曲り地区側のパラペットはできとんですが、反対側、川の上に向かって西側は、今言ったようなトン袋が積んだままの状況がずっといまだに続いております。

地元の皆さんとすれば、川岸の片側をきちんと整備すれば、同じような状況で大雨になった場合には反対側が危険にさらされるということで大変危惧されております。川下からというのであれば、同時にしていただければいいんですが、片側をして反対側がずっとそのままであります。

ぜひ、残りどれぐらいか把握されていないんだったら、ぜひ見ていただいて、下からしていくというのが鉄則であるようでありまして、それはそれで結構なんですけど、予定よりかなり遅れているように聞いておりますので、県の管轄とはいいつつも、市のほうからも強力

に工事を進めるようにお願いしたいと思いますが、いかがですかね。

**建設課長（曾根 剛君）** 今回そういったご要望もございまして、県のほうに伝えてまいりたいと思っております。

**委員（宮地俊則君）** ぜひよろしく願いいたします。

#### 〈なし〉

**委員長（山下憲雄君）** 本件についてはあります。

ここで、執行部の方にはご退席願いたいと思いますが、何かございましたらお願いいたします。

**副市長（猪原慎太郎君）** 終わりに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、長時間にわたりまして慎重にご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

また、所管事務調査におきましては活発なご意見、またご心配をおかけしておりますけれども、油の流出の関係につきましては引き続き耕作者に寄り添った対応に努めていきたいと思っておりますし、河川の災害対策、改修工事などにつきましては、これも引き続き県のほうへしっかりと要望していきたいと思っております。本日は誠にありがとうございました。

**委員長（山下憲雄君）** 執行部の皆さんには大変ご苦労さまでございました。

#### 〈休憩中、執行部退席〉

**委員長（山下憲雄君）** 所管事務調査事項が2つになりました。1つは油の流出事故の問題と、豪雨時における市内河川の災害対策についてでございます。

まず、最初の油の流出事故について、今後の進め方を皆さんとご協議いただきたいと思います。

これはこれで、今回だけの所管事務調査として本日で終了に、油事件はしておくということも考えられますが、いかがでしょうか。

**委員（宮地俊則君）** 今後も気になるころではありますが、聞くべきところ、ただすべきところはただして、後は執行部のほうにお任せするしかないのかなという思いもありますので、これ以上調査しても事実は事実として把握できましたので、今日で一応終わってよろしいんじゃないかなと思います。



〈なし〉

委員長（山下憲雄君） それでは、この油流出事故につきましては本日で終了ということにしたいと思いますが、そのとおりにしてよろしいですか。

〈異議なし〉

委員長（山下憲雄君） 続きまして、2つ目の所管事務調査事項、豪雨時における市内河川の災害対策について、皆様のご意見を求めます。

委員（西田久志君） この件も国、県の事業ということで、それぞれ今日、委員の皆さんが質問されて、大体の把握というよりは分からない部分が大変多かったんですけど、それはある意味、まあ納得できたもんだろうと思います。あとは完成後の報告であろうと思いますので、これはもうこれでいいのではないかなと思います。

委員（惣台己吉君） 私も西田委員と同じで、今実施されているもの、それから今後実施されるものということである程度のご説明はいただきましたし、これを今後どういうふうに調査するというのも難しいのかなと思いますんで。

委員長（山下憲雄君） それでは、この2件の所管事務調査につきましては、今回だけの所管事務調査事項として終了したいと思います。

本件については終わります。

〈議会への提案について〉

〈委員長が回答案を作成し、その回答案を基に次回委員会で協議することに決定〉

〈その他〉

委員長（山下憲雄君） 次に、その他でございますが、こちらからは何もありませんが、皆さんのほうから何かございますか。

〈なし〉

〈議長挨拶〉

委員長（山下憲雄君） 以上で建設水道委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。ありがとうございました。